

# 事業報告書

## 1. 会議等の開催

- ① 総 会 1回
- ② 理 事 会 5回
- ③ 会計監査人監査 2回
- ④ 監 事 監 査 1回
- ⑤ 委 員 会 資産運用委員会 2回、運営委員会 2回

## 2. 福利厚生関連調査に関する事業

### (1) 情報収集等

国レベル・各県レベルでの社会福祉事業従事者の福利厚生に係る各種制度・取り組み状況その他関連情報、各種業界での共済制度の動向等の情報を収集するとともに、全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会での調査活動への参加や会議等を通じて、問題点の把握と対応策の検討に努めた。

### (2) 情報提供・研修等

各種文書類やホームページの活用及びセミナー（4会場・参加者233名）により情報提供を行った。

## 3. 退職共済金給付事業

### (1) 退職共済金

対 象 者 数	給 付 額	平 均 給 付 額
2,513人	1,695,908,223円	674,854円

※最高14,781,465円、最低34,415円

### (2) 掛金返還金

対 象 者 数	返 還 額
844人	16,600,240円

(3) 脱会給付金及び退職返還金

脱会給付金 脱会者 3人 給付額 1,034,100円  
退職返還金 対象者 4人 返還額 2,392,600円

(4) 資産運用益の配分

① 運用益 197,316,097円  
② 配分状況 会員への配当金 119,978,984円  
(均等配分 95,987,558円)  
(傾斜配分 23,991,426円)  
③ 積立金 77,337,113円

4. 慶弔共済金給付事業

種 別	件 数	1件あたりの金額	給付額
永年勤続 会員として10年	864件	10,000円	8,640,000円
会員として20年	255件	20,000円	5,100,000円
会員として30年	52件	30,000円	1,560,000円
会員として40年	23件	50,000円	1,150,000円
結 婚	548件	20,000円	10,960,000円
傷 病 入 院	269件	10,000円	2,690,000円
会 員 の 死 亡	17件	50,000円	850,000円
災 害 被 災	2件	50,000円以内	80,000円
子 の 誕 生	650件	10,000円	6,500,000円
子 の 小 学 校 入 学	510件	5,000円	2,550,000円
配 偶 者 の 死 亡	15件	20,000円	300,000円
一 親 等 親 族 の 死 亡	454件	10,000円	4,540,000円
合 計	3,659件		44,920,000円

## 5. その他の福利厚生事業

- ① がん保険、医療保険、自動車保険、住宅工事、葬儀、宿泊施設などの割引等。
- ② スポーツ観戦、観劇などの割引募集等。
- ③ 武蔵野銀行の各種ローン金利優遇提携。
- ④ 福利厚生についての調査研究。

## 6. 福利厚生センター（SOWEL CLUB）受託団体としての事業

福利厚生センター埼玉県受託団体として、次の事業を行った。

- ① 会員交流事業 旅行、食事会、スポーツ観戦、観劇などを行う。（参加費助成は福利厚生センター助成金）
- ② 地域開発事業 SOWEL CLUB埼玉の発行。テーマパーク、宿泊施設、生活関連などの割引等。

## 7. 加入促進

未加入施設・団体に対し加入を促し、会員の確保を図った。

年 度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
会 員 数	21,427人	22,561人	23,459人	24,244人	25,428人

## 8. 情報開示

ホームページ等を活用し、情報を開示した。

## 9. 内部統制システム

本共助会は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制等（以下、内部統制システムという。）の整備について以下のとおり決定している。2018年度の運用状況の概況は以下のとおりである。

### 1 理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 共助会は、公益性に根ざした退職共済事業等を行なっていくうえで、コンプライアンス態勢の確立に取り組むことを方針とし、理事等に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。
- (2) 定款、規程等により理事会等を開催し、理事が迅速に各種の意思決定を行なえる体制を整え、理事間の意思疎通を図る。

(3) 監事は理事会に出席するほか、監事監査等を行ない、法令もしくは定款に違反するおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがある  
と認められるときは、直ちに理事に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言をすることとする。

## 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務執行に係る情報については、定款、規程等に基づき作成する。記録文書は定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。

## 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理に関し体制を整備する。

(2) 個人情報管理規程等に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。

(3) 事業活動に関するリスクについては、法令や共助会の規程等に基づき、事務局等が管理することを基本とする。

(4) リスクの管理については、事務局が行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜調査し、その結果について理事会等に報告する。

(5) 共助会の運営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。

(6) 非常災害等の発生に備え、情報連絡体制等を定める。

## 4 理事の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

理事会は、理事等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するため、定款、規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

## 5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 理事長は、職員が法令並びに定款及び当共助会の規程を遵守し、倫理観をもって事業活動等を行うことを周知・徹底する。

(2) 理事長は、職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会等に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

## 6 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該に関する事項

監事は、共助会の職員の中から監事事務局職員を任命する。

## 7 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監事事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。

## 8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事及び職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要

とされる報告を適正に行なうものとする。

## 9 その他監事の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査計画を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行なうこと、また、必要に応じて会計監査人の監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

### (2018年度運用状況)

- ・理事会などの重要な会議の議事録は開催ごとに作成し、適切に管理されており、理事、監事及び権限を付与された職員は、これらの記録を随時閲覧できる体制をとっている。
- ・運営に重大な影響を及ぼす重要なリスクなどについて、随時理事会などに報告している。
- ・情報連絡体制表を作成している。
- ・コンプライアンス推進として、常時職員等からの報告もしくは相談を受け、不正防止等に関わる教育及び啓発活動を適切に実施している。
- ・監事への報告は適時に行われており、会計監査人より監査計画書などの説明を受け、情報を共有し効率的な監査を実施している。

## 附 属 明 細 書

記載する重要な事項はございません。